

境港市防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(戸別受信機の種類)

第2条 戸別受信機の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 標準型戸別受信機 音声で防災情報等を出力する機器をいう。
- (2) 文字表示機能付き戸別受信機 音声及び文字で防災情報等を出力する機器をいう。

(貸与対象者)

第3条 戸別受信機の貸与を受けることができる者（以下「貸与対象者」という。）は次の各号に掲げる者とする。ただし、社会福祉施設等に入所している者又は寄宿舍、寮その他これらに類するものに入居している者を除くものとする。

(1) 標準型戸別受信機

- ア 境港市の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主
- イ 境港市法人市民税課税台帳に登録がある事業所の代表者
- ウ その他市長が必要と認める者

(2) 文字表示機能付き戸別受信機

- ア 境港市の住民基本台帳に記録されている者で、聴覚障がい2級を理由として身体障害者手帳の交付を受けている単身世帯者
- イ 境港市の住民基本台帳に記録されている者で、聴覚障がい2級を理由として身体障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯の世帯主（ただし、アを除く）
- ウ その他市長が必要と認める者

(貸与の数)

第4条 戸別受信機の貸与の数は、各貸与対象者ごとに1台とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、2台目以降を貸与することができる。

2 前条に規定する「世帯」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する世帯とし、同一住所又は敷地内に2世帯以上が住所を有している場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 1住宅に2世帯以上が同居している場合は、1台とする。
- (2) 別々の住宅を持ち、かつ、生計を別としている場合は、1住宅に1台とする。

(貸与の方法)

第5条 戸別受信機は有償で貸与するものとする。

2 戸別受信機 1 台当たりの貸与料は貸与 1 回につき 3,000 円とし、貸与対象者で戸別受信機の貸与を受けようとする者は、市が発行する納入通知書により貸与前に納付しなければならない。なお、既納の貸与料は、貸与期間にかかわらず返還しない。ただし、聴覚障がい又は視覚障がいを理由として身体障害者手帳の交付を受けている者が属する世帯の世帯主には、無償で貸与する。

3 2 台目以降の貸与を希望する者は、戸別受信機 1 台当たりの貸与料は、貸与 1 回につき 20,000 円とし、設置に要する全ての費用（以下「実費」という。）を負担しなければならない。

4 第 3 条第 2 号イ又はウに該当し、文字表示機能付き戸別受信機の貸与を希望する者は、戸別受信機 1 台当たりの貸与料は、貸与 1 回につき 20,000 円とし、実費を負担しなければならない。

（貸与の申請）

第 6 条 戸別受信機の貸与を受けようとする者は、次の各号により申請書を市長に提出しなければならない。

（1）標準型戸別受信機の貸与を申請する者

ア 境港市防災行政無線戸別受信機貸与申請書（様式第 1 号）

イ 身体障害者手帳（障がいを理由として申請する場合）の写し

（2）文字表示機能付き戸別受信機の貸与を申請する者

ア 境港市防災行政無線戸別受信機貸与申請書（様式第 2 号）

イ 身体障害者手帳（障がいを理由として申請する場合）の写し

（貸与の決定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに内容を審査し、貸与の可否を決定し、適当と認めたときは境港市防災行政無線戸別受信機貸与決定（却下）通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（戸別受信機の返還）

第 8 条 戸別受信機の貸与を受けた者（以下「使用者」という。）が、死亡、転出、事業所の移転又は廃止、その他の理由で戸別受信機を必要としなくなったときは、使用者は速やかに境港市防災行政無線戸別受信機返還届（様式第 4 号）を市長に提出し、戸別受信機を返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、貸与した戸別受信機が機器の更新等の理由により使用不可となる場合又は使用者が本要綱を遵守しない等、戸別受信機の管理保全に問題があるときは、戸別受信機の返還を命ずることができる。

（設置場所等申請事項の変更）

第 9 条 使用者は、市内における転居、事業所の移転等による設置場所の変

更、その他第6条の申請事項に変更が生じたときは、境港市防災行政無線戸別受信機貸与申請事項変更届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（戸別受信機の管理等）

第10条 使用者は、戸別受信機の善良な管理者として取り扱いに注意し、適切な管理保全に努め、戸別受信機が使用できない等の異常を発見したときは、速やかに市長へ報告しなければならない。

2 使用者は、戸別受信機の全部若しくは一部を亡失し、滅失し、又は故意若しくは過失により重大な故障に至らせたときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 使用者は、戸別受信機を他人に売却し、譲渡し、担保に供し、又は転貸することはできない。

4 使用者は、戸別受信機の改造、その他の工作をしてはならない。

（費用の負担）

第11条 戸別受信機の維持管理に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用は、使用者の負担とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りではない。

（1）戸別受信機に係る電気料金及び電池の交換費用

（2）戸別受信機を破損し又は故障したときの修理費用

（3）戸別受信機の本体及びアンテナ等の設置費用並びに移転等によるアンテナ及び戸別受信機の移動に要する費用（ただし、第5条第2項において、無償で貸与している者は除く。）

（4）前3号に掲げる費用のほか、使用者の都合により生ずる費用

2 前項第2号から4号までに係る修理等については、使用者が修理等を依頼するものとする。

（損害賠償責任）

第12条 使用者は、戸別受信機を亡失し、滅失し、又は故意若しくは過失により重大な故障に至らせたときは、当該損害に係る実費を賠償しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。